一般社団法人福島県薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県薬剤師会(以下「本会」という。) と称する。

(事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。
- 2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会及び福島県内に所在する地域の薬剤師会(以下「地域薬剤師会」という。)等との連携のもと、薬剤師の倫理及び学術水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図り、もって福島県民の健康な生活の確保及び公衆衛生の向上並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
 - (2) 薬剤師の職能向上に関する事業
 - (3) 薬業を通じた医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
 - (4) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
 - (5) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
 - (6) 調剤及び医薬品の供給に関する事業
 - (7) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
 - (8) 災害時等の医薬品の確保・供給並びに災害救助及び災害対策に関する事業
 - (9) 医薬品等試験検査に関する事業
 - 10 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
 - (11) 薬剤師無料職業紹介所の運営に関する事業
 - (12) 会員の福利厚生に関する事業
 - (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 本会の会員は、次に掲げる4種とする。
 - (1) 正会員

薬剤師の資格を有する者で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同して、その事業を推進するために入会した個人並びに企業及び団体

(3) 特別会員

薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学に関する知識を有する者で、本会の目的及び事業に賛同し入会したもの

(4) 名誉会員

日本薬剤師会において名誉会員とされた者又は薬学若しくは薬業の進歩発展若しくは本会の目的の達成に特に功労のあった者で、理事会の推薦により、総会において承認されたもの

- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。
- 3 正会員は、本会が承認した地域薬剤師会の会員であって、かつ、日本薬剤 師会の正会員である者とする。

(正会員等の資格の取得)

- 第6条 本会の正会員、賛助会員及び特別会員になろうとする者は、入会申込書により申し込まなければならない。
- 2 入会については、総会において定める会員に関する規則に基づき常任理事 会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会の事業活動の経常的に生じる費用に充てるため、総会に おいて定める会費に関する規則に基づき入会金及び会費を納入しなければな らない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。この場合において、退会届は正会員にあっては、所属する地域薬剤師会を通じて提出するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 地域薬剤師会及び日本薬剤師会の身分を失ったとき。
 - (3) 薬剤師の免許を取消されたとき。
 - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (5) 第7条の規定による支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (6) 総正会員が同意したとき。
 - (7) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (8) 除名されたとき。

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員と しての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れる ことができない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他 の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、正会員を除名することができる。ただし、正会員以外の会員については、理事会の決議によって除名することができる。
 - (1) この定款又はその他の規則若しくは規程に違反したとき。
 - (2) 第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき。
 - (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (4) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
 - (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により、正会員を除名しようとするときは、当該正会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を 通知しなければならない。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次に掲げる事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 会員に関する規則及び会費に関する規則の制定及び改廃
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
 - (9) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第13条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から 6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければなら ない。
- 3 総会を招集するにあたっては、会議の日時、場所、目的である事項その他 法令で定める事項を記載した書面により、開催日の2週間前までに会員に対 して通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、 総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の 議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面に

より議決し、又は他の正会員を代埋人として議決権を行使することができる。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成 しなければならない。
- 2 議事録には、議長、会長及び出席した正会員のうちからその総会において 選出された議事録署名人2人が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第21条 本会に、次に掲げる役員を置く。
 - (1) 理事 25人以上30人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を会長とし、5人以内を副会長、1人を専務理事、7人以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、同項の副会 長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業 務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事は、本会の正会員のなかから選任しなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 4 会長及び副会長は、総会の決議により推薦のあった会長候補者及び副会長候補者の中から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告書を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業 務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の ものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、本会に対し、特に功労があった者には、総会において別に定める基準に従い算定した額を理事会の決議及び総会の承認を得たうえで、役員退任慰労金として支給することができる。

(役員等の責任の免除)

- 第28条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定に基づき、理事会の決議により、その責任を免除することができる。

(顧問及び特別顧問)

- 第29条 本会に、顧問及び特別顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び特別顧問は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び特別顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 4 顧問及び特別顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 本会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (4) その他法令又はこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した 書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しな ければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故がある とき、又は欠けたときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く 理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事

項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

- 第39条 本会に、常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常任理事会に委任した事項の検討
 - (3) 会長から付議された事項の検討
 - (4) 前3号に定めるもののほか、この定款で定められた事項
- 4 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常任理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、出席した業務執行理事の互選により議長を選出する。
- 6 常任理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に 定める。

第7章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

- 第40条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び地域薬剤師会を協力団体とすることができる。
- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(地域薬剤師会連絡協議会)

- 第41条 本会に、諮問機関として地域薬剤師会連絡協議会(以下「協議会」 という。)を置く。
- 2 協議会は、地域薬剤師会の会長によって構成し、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 本会の事業執行に関し常任理事会から諮問された事項
 - (2) 地域薬剤師会との連絡調整に関する事項
- 3 協議会は、常任理事会の決議により、会長が招集する。

第8章 職域部会及び委員会

(職域部会)

- 第42条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、職域 部会を組織することができる。
- 2 職域部会は、職域を同じくする会員により構成する。
- 3 職域部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により 別に定める。

(委員会)

- 第43条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別 に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第44条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、 理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次 に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けな ければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、前項第1号、第3号、第4号及び第6号に規定する書類については、定時総会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に規定する書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置き、 定款及び会員名簿については主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則等)

- 第49条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行 に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、この場合において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

- 第54条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項に規定する職員以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任等)

- 第55条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 2 地域薬剤師会には、福島県公務員薬剤師会を含むものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の規定による設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、櫻井英夫とする。

<変更経過>

- 1 平成25年6月23日(一部変更)
- 2 平成26年6月22日(一部変更)
- 3 平成30年6月17日(一部変更)